

## 南区まちづくり活動サポート事業募集要項の変更について

**1. 目的**

南区まちづくり活動サポート事業は、これまで区内の地域活動団体や非営利団体等が南区自治協議会と協働して区の課題解決に向けた事業を行ってきたが、幅広い区の活性化及び効果的な事業展開を図ることを目的として募集要項の一部を変更する。

**2. これまでの課題**

地域課題の解決を図る活動を目的とした「地域活動補助金」と「南区まちづくり活動サポート事業」の制度内容（目的や応募対象者など）に重複する部分があり、その違いを見直す必要がある。

**3. 主な変更内容****(1) 応募対象者**

これまで南区内に主たる活動拠点を有する非営利団体に限られていたが、より区の活性化に向けた取り組みを推進するため、応募対象者や要件を広げ、多くの団体から提案していただくこととする。

**(2) 審査基準**

これまでの地域の課題解決だけではなく、区の活性化に向けた取り組みとともに、市内外に広く波及効果が見込まれるかなども審査のポイントとして加え、より区の活性化に寄与した事業とする。

	変更前（H30～R3 年度）	変更後（R4 年度）
(1) 応募対象者	南区内に主たる活動拠点を有する非営利団体	南区の活性化に寄与し、南区自治協議会と連携して事業実施する企業・団体
(2) 審査基準	(1) 地域の課題解決性 (2) 実現性 (3) 継続性  ※(1)は再応募のみ、市内外に広く波及効果のみられる事業かどうかとも基準に加えている。	(1) 地域貢献 (2) 発展性 (3) 実現性 (4) 継続性  ※市内外に波及効果があるかどうか、新しい発想の事業かどうかを審査ポイントや配点に加えて、新規と再応募は同じ審査基準で審査をする。